

# 公民

## (政治・経済)

発行者の番号略	教科書の記号番	判型	総ページ数	検定済年
7 実教	政経303	A5	246	平成25年
183 第一	政経309	A5	262	平成28年
183 第一	政経310	B5	166	
2 東書	政経311	A5	254	平成29年
7 実教	政経312	A5	253	
7 実教	政経313	B5	182	
35 清水	政経314	A5	270	
35 清水	政経315	AB	198	
81 山川	政経316	A5	262	
104 数研	政経317	A5	246	

※総ページ数は、目録に記載されている数

# 1 調査の対象となる教科書の冊数と発行者及び教科書の番号

政治・経済					冊数	10冊
発行者の略称・ 教科書の番号	実教303 実教313	第一309 清水314	第一310 清水315	東書311 山川316	実教312 数研317	

## 2 学習指導要領における教科・科目の目標等

### 【公民の目標】

広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。

### 【政治・経済の目標】

広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。

### 【政治・経済の内容及び内容の取扱い】

「内容」の抜粋	「内容の取扱い」の抜粋
(1) 現代の政治 ア 民主政治の基本原則と日本国憲法 イ 現代の国際政治  (2) 現代の経済 ア 現代経済の仕組みと特質 イ 国民経済と国際経済  (3) 現代社会の諸課題 ア 現代日本の政治や経済の諸課題 イ 国際社会の政治や経済の諸課題	(2) ア (ア) アの「法の意義と機能」、「基本的人権の保障と法の支配」、「権利と義務の関係」については、法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。(略) (イ) イについては、文化や宗教の多様性についても理解させること。(略) イ アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。(略) ウ (ア) 内容の(3)については、この科目のまとめとして位置付け、内容の(1)及び(2)で学習した成果を生かし、地域や学校、生徒の実態等に応じて、ア及びイのそれぞれにおいて課題を選択させること。(略) (イ) アについては、国際社会の動向に着目させたり、諸外国における取組なども参考にさせたりすること。

### 3 教科書の調査研究

#### (1) 内容

##### ア 調査研究の総括表（調査結果は「別紙1」）

調 査 項 目	対象の根拠（目標等との関連）	数値データの単位
a 「現代の政治」のうち「民主政治の基本原則と日本国憲法」、「現代の国際政治」の各中項目それぞれのページ数及び全体に占める割合	内容の取扱い(2)ア	ページ、%
b 「現代の経済」のうち「現代経済の仕組みと特質」、「国民経済と国際経済」の各中項目それぞれのページ数及び全体に占める割合	内容の取扱い(2)イ	ページ、%
c 「現代社会の諸課題」のうち「現代日本の政治や経済の諸課題」、「国際社会の政治や経済の諸課題」の各中項目それぞれのページ数及び全体に占める割合	内容の取扱い(2)ウ	ページ、%
d 「現代の政治」のうち「現代の国際政治」において文化や宗教の多様性について記述のある箇所数	内容の取扱い(2)ア(イ)	個
e 裁判員制度について取り上げた箇所数	内容の取扱い(2)ア(ア)	個
f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ数	内容の取扱い(2)ウ	個

##### イ 調査項目の具体的な内容（調査結果は「別紙2」）

###### ① 教科書の特徴をより明確にするため、具体的に調査研究する事項

<上記調査項目関連>

- d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容
- e 裁判員制度に関する記述の内容
- f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名

<その他>

- \* 我が国の領域をめぐる問題の扱い
- \* 国旗・国歌の扱い（調査の結果、記載のないことを確認した。）
- \* 北朝鮮による拉致問題の扱い
- \* 防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱い
- \* 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い
- \* オリンピック、パラリンピックの扱い

###### ② 具体的に調査研究する事項を設定した理由等

- ・ 学習指導要領に定められた「内容」及び「内容の取扱い」において「文化や宗教の多様性についても理解させること。」「法に関する基本的な見方や考え方を身に付けさせるとともに、裁判員制度を扱うこと。」「政治や経済の基本的な概念や理論の理解の上に立って、事実に基づいて多様な角度から探究し、理論と現実との相互関連を理解させること。」と示されているため、d、e及びfについて調査する。
- \* 我が国の領域をめぐる問題及び国旗・国歌については、学習指導要領総則に基づき、これらの問題を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。
- \* 北朝鮮による拉致問題については、東京都教育委員会教育目標の基本方針1に基づき、人権尊重の理念を正しく理解できるようにするため、その扱いについて調査する。
- \* 東京都では、自然災害における被害を最小化し、首都機能の迅速な復旧を図る総合的なリスクマネジメント方策の確立が喫緊の課題であり、防災教育の普及等により地域の防災力の向上が重要であることから、防災や自然災害における関係機関の役割等について考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにするため、防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱いについて調査する。
- \* 学習指導要領に基づき、環境に係る諸問題を考察させることを通じて、これらの問題を正しく理解できるようにするため、一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱いについて調査する。

\* 東京都教育委員会教育目標の基本方針2・3に基づき、文化・スポーツに親しみ、国際社会に貢献できる日本人を育成するという観点から、オリンピック・パラリンピックの扱いについて調査する。

(2) 構成上の工夫（調査結果は「別紙3」）

- ① コラム・資料・トピックスの扱い方
- ② 視覚的資料（写真、図・イラスト、グラフ、表など）
- ③ ゴシック等の用語
- ④ 編集上の工夫・その他

「別紙1」【(1)内容 ア 調査研究の総括表】(政治・経済)

調査項目			a				b				c				d	e	f	(全体のページ数)
			民主政治の基本 原理と日本国憲 法		現代の国際政治		現代経済の仕組 みと特質		国民経済と国際 経済		現代日本の政治 や経済の諸課題		国際社会の政治 や経済の諸課題		に政 つ治 い現 てに 記お 述い のて ある 簡や 所宗 教現 の多 様 国 性 際	数裁 判 員 制 度 に つ い て 取 り 上 げ た 箇 所	れた 現 代 社 会 の 諸 課 題 に 取 り 上 げ ら れた テ ー マ 数	
発行者	教科書番号	教科書名	ページ	%	ページ	%	ページ	%	ページ	%	ページ	%	ページ	%	個	個	個	
実教	303	高校政治・経済	78	31.7	21	8.5	74	30.1	27	11.0	10	4.1	10	4.1	2	6	10	246
第一	309	高等学校 改訂版 政治・経済	79	30.2	29	11.1	83	31.7	23	8.8	11	4.2	8	3.1	4	6	9	262
第一	310	高等学校 新政治・経済	44	26.5	16	9.6	46	27.7	14	8.4	14	8.4	8	4.8	1	3	9	166
東書	311	政治・経済	74	29.1	31	12.2	72	28.3	19	7.5	10	3.9	8	3.1	1	4	9	254
実教	312	高校政治・経済 新訂版	80	31.5	26	10.2	76	29.9	27	10.6	10	3.9	10	3.9	4	2	10	254
実教	313	最新政治・経済 新訂版	44	24.2	22	12.1	50	27.5	16	8.8	10	5.5	16	8.8	1	4	10	182
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	82	30.4	27	10.0	76	28.1	29	10.7	14	5.2	10	3.7	3	7	12	270
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	56	28.3	16	8.1	52	26.3	22	11.1	12	6.1	8	4.0	3	8	10	198
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	77	29.4	24	9.2	71	27.1	28	10.7	10	3.8	8	3.1	3	4	9	262
数研	317	改訂版 政治・経済	72	29.3	27	11.0	72	29.3	27	11.0	12	4.9	8	3.3	1	2	10	246
平均値			68.6	29.3%	23.9	10.2%	67.2	28.7%	23.2	9.9%	11.3	4.8%	9.4	4.0%	2.3	4.6	9.8	234.0

・全体のページ数は、見返しと裏見返し等を含めている。  
 ・a、b及びcは、該当項目のページ数と全体のページ数に対する割合を小数第2位で四捨五入した値である。  
 ・d、e及びfは、該当する項目について、その個数を数えた。

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P. 85 コラム『国民国家とナショナリズム』)</p> <p>・そもそも国民国家といっても、アメリカ合衆国のように、さまざまな民族的背景をもった人びとを同じ国民としてかかえる国もあれば、ドイツとオーストリアのように、言語や文化を同じくする人びとが別々の国民を構成している例もある。また、近年では、グローバル化の展開もあり、さまざまなエスニック集団(民族)との共存は社会的現実にもなっている。ナショナリズムの発想を絶対化するのではなく、さまざまな文化や生活様式をもつ人びととの共生をめざす「多文化主義」の発想にたつことが、こんにち求められている。</p> <p>(P. 100 本文)</p> <p>・民族的・文化的少数者(マイノリティ)の抑圧にもつながる偏狭な自民族中心主義(エスノセントリズム)をのりこえ、たがいの文化、宗教、生活様式のちがいを認め、尊重しあう多文化主義(マルチカルチャリズム)の立場からの社会づくりが重要になっている。</p> <p style="text-align: right;">(2)</p>	<p>(P. 65 本文)</p> <p>・さらに、裁判そのものに一般市民の直接的な参加を認める陪審制や参審制は、裁判の民主化をはかり、その公正・適正を確保するという意義をもった制度である。陪審制は、イギリス、アメリカなどで、参審制はドイツなどで採用されている。日本でも、戦前の一時期に陪審制が導入されたことはあったが(1923年制定の陪審法)、こんにちでは、司法制度改革の一環として、2009年から、裁判員制度が導入された。</p> <p>(P. 65 注記『裁判員制度』)</p> <p>・重大な刑事事件(法定刑に死刑・無期刑が含まれる罪の事件等)の第一審において、20歳以上の一般市民(有権者)のなかから事件ごとにくじで選任された裁判員が、裁判官といっしょに、事実認定、有罪・無罪の決定と量刑をおこなう制度である。</p> <p>(P. 68-69 コラム『刑事裁判と裁判員制度』)</p> <p>・(刑事裁判のしくみ、刑罰の意義、刑事裁判の原則、裁判員制度が導入された理由、裁判員の仕事、裁判員に選ばれたら、裁判員制度の課題)</p> <p>(P. 68 図表『裁判員制度のようす』)</p> <p>・裁判員4人、裁判官1人の場合もある。</p> <p>(P. 69 図表『裁判員制度に関する世論調査』)</p> <p>・2010年。放送文化研究所資料による。</p> <p>(P. 69 図表『裁判員制度の流れ』)</p> <p>・(裁判員選任から判決言い渡しまでの流れ図)</p> <p style="text-align: right;">(6)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域社会の変貌と住民生活</li> <li>・ 中小企業の新しい変化</li> <li>・ 農業、農村と食料、環境問題</li> <li>・ 雇用と労働をめぐる問題</li> <li>・ これからの社会保障のあり方</li> <li>・ 地球環境の保全と経済成長</li> <li>・ 原子力と再生可能エネルギー</li> <li>・ 人種・民族問題</li> <li>・ 国際経済格差の是正と国際協力</li> <li>・ 国際社会における日本の立場と役割</li> </ul> <p style="text-align: right;">(10)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P. 97本文)                      ・そして、大国の支援が弱まった発展途上国では、新たな権力闘争が発生し、民族対立や宗教対立が表面化した。これらの対立が難民を生み、大きな問題となった。</p> <p>(P. 100本文)                      ・第三は社会的・文化的要因である。国際社会には、人種・民族・言語・宗教などを異にする多くの国家が存在する。その異質な社会や文化に対する相互理解を欠く場合には、国際紛争に発展することもある。そして、いったん対立が生じると、お互いの国民や民族のナショナリズムが刺激され、紛争は長期化して激しくなる。特に、異なる宗教間での紛争の場合は、価値観をめぐる非妥協的な争いになることもある。</p> <p>(P. 104本文)                      ・しかし一方では、一国内で複数の民族が居住している場合が多く、人種や民族間で生活や文化の違いや経済的格差から、誤解や偏見をもつようになって、しばしば紛争に発展することもある。</p> <p>(P. 104本文)                      ・現在では、世界中の国々から移民や難民を多く受け入れてきたオーストラリアやカナダなどのように、多文化主義(マルチカルチュラルイズム)に基づいた政策を導入している国もある。しかし、アメリカやヨーロッパでは、イスラーム系住民などの移民を排斥しようとする動きもみられる。                      人種や民族をめぐる問題は、基本的人権にかかわる宗教や生き方の問題である。人種・民族問題の解決には、自民族中心主義(エスノセントリズム)を克服し、異なる文化や価値観を認めあい、お互いに寛容な態度をもつことによって、はじめてその糸口を見いだせることになる。</p> <p>(4)</p>	<p>(P. 67図『裁判員制度による刑事裁判の流れ』)                      ・当分の間、未成年の有権者は裁判員候補者には選ばれない。</p> <p>(P. 67-68本文)                      ・国民が司法に参加して、裁判に多様な国民の声を反映させるため、2004年に裁判員法が制定された。そして、2009年から、重大な刑事事件の第一審において裁判員制度が導入されている。                      裁判員制度は、原則として3人の裁判官と6人の裁判員による裁判で、裁判官を含む過半数によって被告人の有罪・無罪を判断し、有罪であればその量刑を決定する。裁判員の候補者は20歳以上の有権者から選ばれ、特別な事情がない限り、辞退は認められない。また、裁判員には、評議の過程での意見や、多数決の数についての守秘義務もある。                      裁判員制度に対しては、誰もが参加しやすいように、司法の環境整備を進めていかなければならない。そして、これからも国民にとって、よりわかりやすく利用しやすい司法のあり方を考える必要がある。</p> <p>(P. 68コラム『司法制度改革』)                      ・写真で、裁判員裁判の模擬法廷の様子が示されている。</p> <p>(P. 68本文『陪審員と参審制』)                      ・諸外国における国民の司法参加の制度としては、アメリカやイギリスの陪審制や、ドイツやフランスの参審制がある。陪審制は、事件ごとに陪審員を選び、陪審員だけで被告人の有罪・無罪を決定した後、裁判官が量刑を決定する制度である。一方、参審制は、一定の任期をもつ参審員が裁判官とともに、被告人の有罪・無罪を決定し、有罪の場合は量刑も決定する制度である。なお、明治憲法下の日本でも、1928年から1943年まで陪審制が実施されていたが、戦争の激化などによって停止された。</p> <p>(P. 246巻末資料)                      ・裁判員法(抄)</p> <p>(裏見返し 年表『第二次世界大戦後の世界と日本のあゆみ』)                      ・2009 5 裁判員制度導入(8月から裁判開始)</p> <p>(6)</p>	<p>・少子高齢社会と社会保障                      ・地域社会の変貌と住民生活                      ・雇用と労働をめぐる問題                      ・産業構造の変化と中小企業                      ・農業と食糧問題                      ・地球環境と資源・エネルギー問題                      ・国際経済格差の是正と国際協力                      ・人種・民族問題と地域紛争                      ・国際社会における日本の立場と役割</p> <p>(9)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P. 59本文)</p> <p>・第二に、冷戦終結後の国家の解体や分離独立の過程で、民族紛争、宗教紛争、地域紛争が多発するようになった。ソ連の解体と東欧の社会主義政権の崩壊により、それまでおさえつけられてきた民族・宗教対立が表面化した。ロシアのチェチェン紛争などは、そうした例である。</p> <p style="text-align: right;">(1)</p>	<p>(P. 38-39コラム『裁判員制度』)</p> <p>・2000年代に入り、さまざまな司法制度改革がおこなわれてきた。その改革の一環として、2004年に裁判員法(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律)が成立し、2009年から裁判員詩江戸が導入された。これは、有権者から無作為に選ばれた裁判員が、死刑または無期懲役などに相当する重大な刑事事件の第一審のみを審理する制度である。これにより、国民の司法への関心や理解を深めるとともに、裁判に国民の視点が反映されることが期待されている。定着しつつある裁判員制度の今後が注目される。</p> <p>裁判員裁判の流れ 裁判員制度Q &amp; A 裁判員に選ばれる前の気持ち、裁判員として裁判に参加した感想(2013年調査、最高裁判所資料)</p> <p>・国民が刑事裁判に参加するおもな国の制度(最高裁判所資料ほか)</p> <p>(裏見返し 年表『第二次世界大戦後の世界と日本のあゆみ』)</p> <p>・2009 裁判員制度開始</p> <p style="text-align: right;">(3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢社会と社会保障</li> <li>・ 地域社会の変貌と住民生活</li> <li>・ 雇用と労働をめぐる問題</li> <li>・ 中小企業問題</li> <li>・ 農業と食料問題</li> <li>・ 地球環境と資源・エネルギー問題</li> <li>・ 国際経済格差の是正</li> <li>・ 人種・民族問題と地域紛争</li> <li>・ 国際社会における日本の立場と役割</li> </ul> <p style="text-align: right;">(9)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P98 本文)</p> <p>・民族や宗教の違いは必ずしも対立を生むものではなく、そこに政治的・経済的・社会的不平等や、文化的な差別・偏見などが結びつくことによって、対立の原因となり、ときに紛争に発展する。大切なことは、文化の多様性を受け入れることを前提として、対立を生む要因の解消や、武器輸出の制限などを通じて、紛争を予防することである。</p> <p>(1)</p>	<p>(P61-62 本文)</p> <p>・日本の裁判制度については、冤罪が繰り返されてきたことや、判決が出るまでに時間がかかり過ぎているなどの問題が指摘されてきた。また、刑事裁判が職業裁判官のみによって行われてきたために、国民の常識と乖離した判決があるなどの意見もあった。これらの批判を受けて、一連の司法制度改革が行われ、その一環として裁判員制度が導入された(2009年実施)。裁判員制度は、裁判に国民の良識を反映させると同時に、主権者としての意識を高めることを目的としている。しかし、被告人にとって短期間の裁判が十分に公正なものかどうか、裁判員にとって守秘義務などの負担が大き過ぎないかなどの懸念もある。</p> <p>(P62 写真 裁判員裁判の法廷 法務省と内閣官房による模擬撮影)</p> <p>・6人の裁判員と3人の裁判官が正面に並ぶ。</p> <p>(P62 コラム『裁判員制度』)</p> <p>・裁判員制度の対象となるのは、殺人など重大犯罪についての刑事裁判に限られる。          ・裁判員は選挙権を有する者のうち20歳以上の者のなかから抽選で選ばれ、70歳以上や学生、病気などの理由がなければ辞退できない。          ・裁判員裁判は裁判員6名、裁判官3名(場合により裁判員4名、裁判官1名)で構成される。          ・裁判員と裁判官は協同して有罪、無罪の決定および量刑について審理し、裁判を行う。          ・評議で意見が一致しない場合、評決は裁判官および裁判官各1名を含む過半数で行われる(無罪の場合は過半数で決定)。          ・裁判員は第一審のみに関与し、控訴審以降は裁判官のみで裁判が行われる。          ・裁判員が守秘義務に違反すると6か月以下の懲役または50万円以下の罰金、よびだしに出頭しなかった場合には10万円以下の過料などがある。</p> <p>(P62 注記『裁判員制度』)</p> <p>欧米では、一般市民が法律判断を行う陪審制や市民と裁判官の合意による参審制を取り入れている国が多い。日本の裁判員制度は後者に類似する。</p> <p>(4)</p>	<p>・少子高齢化社会において社会保障はどうあるべきか?</p> <p>・地域社会を活性化するにはどうすればよいか?</p> <p>・どのようにして若者の労働環境を改善するか?</p> <p>・中小企業の活路はどこに?</p> <p>・どうする?日本の「食」と「農」</p> <p>・地球環境にやさしいエネルギーをどう確保するか?</p> <p>・経済援助は貧困を削減できるか?</p> <p>・パレスチナ問題とは何か?</p> <p>・地球社会で日本がなすべきことは何か?</p> <p>(9)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P105 本文)</p> <p>・近年の内戦や地域紛争の多くも、人種や民族などを軸に争われているように見えるが、多くの紛争の背景には、政治権力の独占や経済的利益の配分の問題が存在している。公正な社会を実現し、異なる文化的・民族的背景をもつ人々に対する寛容と包摂を実現することこそ、人種・民族問題解決への道だといえる。</p> <p>・民族的・文化的少数者（マイノリティ）抑圧にもつながる偏狭な自民族中心主義（エスノセントリズム）を乗り越え、さまざまな文化や生活様式をもつ人々との共生をめざす多文化主義（マルチカルチュアリズム）の立場からの社会づくりは、紛争に苦しむ国だけの問題ではなく、われわれ自身の問題でもある。</p> <p>(P228 本文)</p> <p>・民族や宗教といった、人々のアイデンティティ（自分が何者であるかということ）の根幹を構成する集団間の対立が結び付けられ、少なくとも一方が相手側の集団を何らかのかたちで社会から排除することをめざすようになった場合におきやすく、また激烈になりやすい。</p> <p>(P229 本文)</p> <p>・民族的・宗教的、あるいはその他の社会的少数派を排除することなく、そうした属性のちがいかかわらず、すべての人々が社会的に公正に扱われる社会や政治のしくみが何よりも必要である。</p> <p style="text-align: right;">(4)</p>	<p>(P66 本文)</p> <p>・さらに、裁判そのものに一般市民の直接的な参加を認める制度として、司法制度改革の一環として2009年に導入された裁判員制度がある。20歳以上の一般市民（有権者）のなかから事件ごとにくじで選任された裁判員が、裁判官と一っしょに、事実認定、有罪・無罪の決定と量刑をおこなう。</p> <p>(P67 コラム『裁判員制度』)</p> <p>・裁判員制度が導入された理由</p> <p>一般市民の感覚が刑事裁判に反映されること、裁判が迅速におこなわれ裁判手続きや判決もわかりやすくなること、そのことを通じて市民の司法に対する理解と信頼を深められること、などが導入の理由としてあげられている。</p> <p>・裁判員の仕事、裁判員に選ばれたら、裁判員制度の課題</p> <p style="text-align: right;">(2)</p>	<p>f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会をいかに活性化するか</li> <li>・中小企業の活力をどのように満たすか</li> <li>・農業の自由化・企業化論と農業・農村保護・食料安保論</li> <li>・安定した雇用か、多様な働き方か</li> <li>・生活保障か、勤労の義務づけか</li> <li>・地球温暖化対策と経済成長は両立するか</li> <li>・エネルギー政策をどのように講じるか</li> <li>・多様性を許容する社会の形成をめざして</li> <li>・貧困削減をどのように成しとげるか</li> <li>・「国益」の重視か、「人類益」の追求か</li> </ul> <p style="text-align: right;">(10)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P59 コラム『民族問題の解決に向けて』)</p> <p>・過去に、植民地からの独立と新国家建設の原動力となったナショナリズムは、民族の一体性を強調するあまり、自民族中心主義(エスノセントリズム)や民族差別などとむすびつき、紛争の原因ともなった。こんにち、民族問題の解決のためには、偏狭なナショナリズムにとらわれず、それぞれの民族には固有の文化や宗教、生活様式があることを認め、たがいにそれらを尊重する「多文化主義(マルチカルチュラリズム)」にたち、異民族との共生を模索する努力が求められている。</p> <p style="text-align: right;">(1)</p>	<p>(P37 本文)</p> <p>・裁判そのものに国民が参加する制度としては、司法制度改革の一環として2009年に導入された裁判員制度がある。20歳以上の国民から選ばれた裁判員が、殺人など重大事件の第一審で、有罪か無罪か、また、どのくらいの刑罰にするのか、裁判官とともに決める。</p> <p>(P37 コラム『司法制度改革』)</p> <p>・①法曹人口の拡大、②司法試験制度改革、③裁判の充実・迅速化、④裁判員制度の導入などが改革の内容。また、国民への法的な支援をおこなう公的機関として「日本司法支援センター(法テラス)」が設置された。</p> <p>(P37 注記)</p> <p>・裁判員の負担を軽減するため、裁判員法が改正され、審理が著しく長期にわたる事件を裁判員裁判の対象から除外することが可能になった(2015年)。</p> <p>(P38-39 コラム『刑事裁判と裁判員制度』)</p> <p>刑事裁判はどのようにおこなわれるのでしょうか？ 裁判員になったら、何をするのでしょうか？ ・刑事裁判のしくみ、刑罰の目的とは？、犯罪被害者を支援する制度、裁判員制度の目的とは？、裁判員の選任とその役割、裁判員制度の課題とは？、裁判員裁判の様子、裁判員制度の流れ</p> <p style="text-align: right;">(4)</p>	<p>・地域社会の変貌と住民生活</p> <p>・産業構造の変化と中小企業</p> <p>・農業と食料問題</p> <p>・雇用と労働をめぐる問題</p> <p>・少子高齢社会と社会保障</p> <p>・地球環境問題</p> <p>・地球環境と資源・エネルギー問題</p> <p>・人種・民族問題</p> <p>・経済格差の是正と国際協力</p> <p>・国際社会における日本の立場と役割</p> <p style="text-align: right;">(10)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P7 コラム)</p> <p>・社会のなかに、民族、人種、宗教、言語などをめぐって対立がある場合、その対立が深刻になれば、暴力的な対決になったり、分離独立を求める声が高まったりする。カナダでは、先住民族の権利、宗派学校の権利、少数派言語教育権を憲法で保障している。</p> <p>(P91 本文)</p> <p>・異なる言語、宗教、文化、生活様式をもった民族・国民の間では、相互理解とコミュニケーションが容易ではない。イスラエルとアラブ諸国の対立には宗教と民族のちがいが大きな比重を占め、4次にわたる中東戦争が生じ、400万人以上のパレスチナ難民が生じた。また2001年9月のアメリカ同時多発テロの一つの要因として、宗教上の差異が存在している。</p> <p>(P102 本文)</p> <p>・複数の民族が同一の地域に併存する場合、言語・宗教・文化・生活様式などの差異は、社会的緊張の一因となり、紛争の対立点となることが少なくない。また、特定民族に富や権力が集中した場合、他の民族との緊張が誘発される傾向にある。また近年では、人の移動が活発化し、異なる民族の接触する機会が拡大したこと、メディアを通じて民族間の相異が強調されることも、民族間の摩擦を増やした。</p>	<p>(P47 注記『裁判を受ける権利』)</p> <p>・裁判の長期化は、刑事被告人に多大の精神的苦痛や経済的損害をあたえかねないことから、裁判員制度への対応とあわせて、裁判の迅速化に関する法律の制定(2003年)、連日的開廷の原則の法定化(2004年)、公判前整理手続の創設(2005年)、即決裁判手続の創設(2006年)などの改革がおこなわれた。</p> <p>(P73 本文)</p> <p>・また2009年から施行された裁判員制度も、国民の司法参加をうながす制度になっている。</p> <p>(P74 図表『裁判員制度の選任手続きから公判までの流れ』)</p> <p>・評議・評決 証拠をすべて調べたら、事実を認定し、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にすべきかを裁判官と一緒に議論し(評議)、決定する(評)</p> <p>(P74 写真『裁判員裁判のようす(模擬裁判)』)</p> <p>・裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選ばれる補助裁判員(必要に応じて最大6名選任される)は、裁判員のうしろなどに座る。</p> <p>(P74 本文)</p> <p>・一般に国民が裁判にたずさわる方法として、陪審制度と参審制度がある。陪審制度はアメリカなどで導入されており、一般市民から選ばれた陪審員が裁判の有罪・無罪を判断するもので、参審制度は、一般市民と職業裁判官の合議で、裁判の有罪・無罪や量刑を決定するものである。</p> <p>日本では、2009年から裁判員制度という独自の形で、国民の司法参加がおこなわれている。有権者から無作為にくじで選ばれた6人の裁判員が、一定の要件を満たす刑事裁判における有罪・無罪と量刑について、3人の職業裁判官と合議して決定するものであるが、裁判員の心理的な負担や、判決の妥当性などについて、国民の間からは疑問の声もあがっている。</p> <p>(P74 注記『裁判員の心理的負担』)</p> <p>・裁判員を務めた人が、遺体の写真を証拠物件としてみたことで急性ストレス症になったとして、国家賠償を求める訴訟をおこしたが、認められなかった。</p> <p>(見返し裏 年表 日本の政治)</p> <p>・2004年 裁判員制度が成立</p>	<p>・18歳選挙権から考える政治とはなにか?</p> <p>・社会保障制度は維持可能か?</p> <p>・地域共同体は変貌する地域社会に対応できるか?</p> <p>・働くとはどういうことなのか?</p> <p>・日本は格差のある社会なのか?</p> <p>・グローバル化する中小企業は世界で勝てるか?</p> <p>・日本の農業に未来はあるか?</p> <p>・リスクのある社会とは?</p> <p>・パリ協定で世界の温暖化対策はすすむのか?</p> <p>・「援助」は途上国のためになっているのか?</p> <p>・人種・民族問題に解決はあるか?</p> <p>・国際社会における今の日本の役割とは?</p>
(3)	(7)	(12)

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(口絵② 本文)</p> <p>・先進国と発展途上国はたがいに依存しており、発展途上国に対する開発協力は先進国の責任でもある。先進国は、自国の利益にとらわれることなく、発展途上国の歴史や文化、民族や宗教の多様性をふまえ、経済的自立をめざす人びとの努力を支援していかなければならないだろう。</p> <p>(口絵② 図『世界の宗教分布』)</p> <p>・宗教は、人びとの日常生活に密接なかかわりをもつものである。民族的・文化的な違いが宗教によって形成されていることもある。多様な民族・文化・宗教を受け入れて、たがいに理解し、共存・共生していくことが、これからの国際社会全体を豊かなものにするのではないだろうか。</p> <p>(P63 本文)</p> <p>・第三に、民族や宗教・宗派の違いなど、文化的要因も外交政策に大きな影響をおよぼすことがある。冷戦は、資本主義と社会主義というイデオロギー(主義・主張)の違いから生じ、アラブ諸国とイスラエルの対立は、民族や宗教の違いに大きく影響されている。</p> <p style="text-align: right;">(3)</p>	<p>(P23 注記『裁判の長期化』)</p> <p>・裁判員制度の実施(→P46)に先だち、裁判官・検察官・弁護人の3者で刑事裁判の公判前に争点を絞り込む公判前整理手続が2005年に導入された。</p> <p>(P46 考えてみよう『裁判員経験者の意見と感想』)</p> <p>・2009年5月から裁判員制度がはじまった。同年5～6月におこなわれた世論調査では「義務だとしても、行くつもりはない」と答えた人が25%以上もあり、多くの国民が不安を感じていたことがうかがえる。しかし、実際に裁判員となった人たちのアンケート結果では、裁判員になる前は「あまりやりたくなかった」「やりたくなかった」が過半数なのに対して、裁判に参加した感想は「非常によい経験と感じた」「よい経験と感じた」が9割以上となった。その一方で精神的な苦痛を訴える人もいる。裁判員制度の導入をはじめとする一連の司法制度改革についてみてみよう。</p> <p>(P46 本文)</p> <p>・近年、国民にとって身近な裁判制度を実現するため、司法制度改革が進められた。その一つが、裁判に法律の専門家ではない一般市民の感覚を反映させ、国民の司法への関心や理解・信頼を深めること、および裁判の迅速化を目的とした裁判員制度の導入である。裁判員裁判の対象となる事件は、殺人や強盗致死など重い刑罰が定められている犯罪である。毎年秋ごろ、裁判所ごとに、選挙権のある人のなかから抽選で裁判員候補者名簿が作成され、候補者にはその通知が届く。裁判の6週間前までに、裁判員候補者名簿から裁判員候補者が選定され、呼び出し状が送付される。裁判の当日には選任手続きがおこなわれ、6名の裁判員が選ばれる。裁判官3名と裁判員6名は、合議体を構成して有罪・無罪および量刑について評議し、評決を下す。裁判員制度による裁判は刑事裁判の第一審のみであり、控訴審および上告審は裁判官のみでおこなわれる。</p> <p>(P46 写真『裁判員裁判の法廷』)</p> <p>・裁判員の人数に不足が生じた場合に裁判員に選ばれる補助裁判員(必要に応じて最大6名選任される)は裁判員の後ろなどにすわる。(写真は模擬法廷)</p> <p>(P46 図『裁判員等経験者に対するアンケート調査結果報告書(2009年～2012年5月分)』)</p> <p>・(「裁判員に選ばれる前の気持ち」、「裁判員として裁判に参加した感想」のアンケート結果。円グラフ)</p> <p>(P46 注記『裁判員による裁判の合憲性』)</p> <p>・裁判員制度の合憲性が争われた裁判で、最高裁判所は、憲法は下級裁判所について国民の司法参加を禁じているとはいえず、適正な裁判が十分保障され、刑事裁判の諸原則を確保する上での支障はないとした。</p> <p>(P47 図『裁判員裁判のしくみ』)</p> <p>・(裁判員裁判の流れ図)</p> <p>(裏返し 年表 日本の政治)</p> <p>・2004年 裁判員制度が成立</p> <p style="text-align: right;">(8)</p>	<p>・人口減少社会と社会保障</p> <p>・地域社会の変貌と住民生活</p> <p>・変化する日本的雇用慣行</p> <p>・挑戦する中小企業</p> <p>・米づくりと日本の農業</p> <p>・実質的な「法の下での平等」に向けて</p> <p>・地球環境・エネルギー問題</p> <p>・南北・南南問題の是正と国際協力</p> <p>・民族紛争と難民</p> <p>・ODA(政府開発援助)を考える</p> <p style="text-align: right;">(10)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P106 本文)</p> <p>・第二次世界大戦後、冷戦の時代に入ると、資本主義体制と社会主義体制の間のイデオロギーの対立や、植民地支配からの独立を求める民族解放の闘争が激しくなった。冷戦後も、宗教対立や民族対立・部族対立をめぐる内戦が各地で発生している。今後も、領土紛争や資源の獲得をめぐる紛争が発生する危険がある。日本は、国際紛争の原因を除去するために、外交・人的交流・文化交流・経済協力などを積極的に展開する必要がある。</p> <p>(P223 本文)</p> <p>・複数の異なった民族や信じる宗教の違いを持った人びとが、それらの違いを乗り越え、安定した社会を形成している国もある。カナダでは憲法で多文化主義(マルティ=カルチュラリズム)を定めて、フランス系カナダ人や先住民の民族文化を尊重する政策をおこなっている。オーストラリアもかつては白人優先主義をとっていたが、それを改めてアジア系移民を受け入れたり、先住民であるアボリジニの民族文化を保護する政策をとっている。このように、マイノリティといわれる少数民族の固有文化や宗教的伝統を尊重し、人びとの尊厳を守る態度や政策をとることが大切である。</p> <p>(P261 裏見返し 地図)</p> <p>・世界の宗教</p> <p style="text-align: right;">(3)</p>	<p>(P64 コラム『司法制度改革』)</p> <p>・④刑事訴訟事件について国民を「裁判員」として参加させ、一定の重大事件では裁判官と対等に有罪・無罪の決定と量刑をおこなう</p> <p>(P65 本文)</p> <p>・日本では、司法制度改革の一環として国民の司法参加が掲げられ、政府の諮問機関である司法制度改革審議会が裁判員制度の導入を提言し、2004(平成16)年に裁判員法が公布され、2009(平成21)年から裁判員裁判制が実施されている。</p> <p>これは、一定の重大な犯罪にかかわる刑事事件の第一審に限定して、無作為に選ばれた市民(裁判員)と裁判官が一緒に裁判にあたるもので、参審制に近い制度である。</p> <p>裁判員制度の目的は、国民が直接裁判に参加することで、裁判が国民の常識とかけ離れたものになることを防ぐとともに、国民が主権者としての意識を持つことの必要性を認識することにある。</p> <p>(P66 図表『裁判員裁判の流れ』)</p> <p>・(裁判員裁判の流れ図)</p> <p>(P66 注記)</p> <p>・裁判員が死刑判決を判断することの心理的負担の重さや、審理期間が長期化するときの対応など、この制度が実施された中で、課題があることが指摘されている。</p> <p style="text-align: right;">(4)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢社会と社会保障</li> <li>・ 地域社会の変貌と住民生活</li> <li>・ 雇用と労働をめぐる問題</li> <li>・ 産業構造の変化と中小企業</li> <li>・ 農業と食料問題</li> <li>・ 地球環境と資源・エネルギー問題</li> <li>・ 国際経済格差の是正と国際協力</li> <li>・ 人種・民族問題と地域紛争</li> <li>・ 国際社会における日本の立場と役割</li> </ul> <p style="text-align: right;">(9)</p>

d 文化や宗教の多様性に関する記述の内容	e 裁判員制度に関する記述の内容	f 「現代社会の諸課題」で取り上げられたテーマ名
<p>(P97 本文)                      ・人種・宗教・言語の違い、あるいは政治的経済的抑圧が原因で起こる民族・地域紛争は、冷戦終結後目立って増えた。地域的には、かつては民族的協調のモデルともいわれた、旧ソ連・旧ユーゴスラビアなどの旧社会主義圏が紛争多発地域となった。</p> <p style="text-align: right;">(1)</p>	<p>(P57 本文)                      ・また、司法の民主化の制度として、重大な刑事事件の第一審の審理に、一般国民から選ばれた裁判員が参加する裁判員制度が設けられた。</p> <p>(P58 コラム『裁判員制度』)                      ・一般人からくじで選ばれた6人の裁判員が刑事裁判の審理に参加し、3人の裁判官とともに、判決の内容を決める。裁判員が参加する事件は、殺人や強盗殺人などの重大な刑事事件に限られている。それらは、国民の関心が高く、裁判員の参加によって、その裁判が国民の感覚を反映したわかりやすい内容となることが期待されている。裁判員は基本的に裁判官と同じ権限を持ち、判決全体に関与する。評決は9人全員の過半数で行う(ただし、少なくとも1人の裁判官が多数側に加わっていることが必要)。2009年5月より実施されており、法曹だけで進められてきた刑事裁判のあり方が大きく変わりつつある。                      (図表) 裁判員制度のしくみ、国民の司法参加の例                      (写真) 裁判員裁判の模擬法廷</p> <p style="text-align: right;">(2)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少子高齢化社会と社会保障</li> <li>・ 地域社会の変貌と住民生活</li> <li>・ 雇用と労働をめぐる問題</li> <li>・ 産業構造の変化と中小企業</li> <li>・ 農業と食料問題</li> <li>・ 大規模自然災害とエネルギー問題</li> <li>・ 地球環境と資源・エネルギー問題</li> <li>・ 国際経済格差の是正と国際協力</li> <li>・ 人種・民族問題と地域紛争</li> <li>・ 国際社会における日本の立場と役割</li> </ul> <p style="text-align: right;">(10)</p>

「別紙2-2」 【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 我が国の領域をめぐる問題の扱い】 (政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	北方領土に関する記述の概要	竹島に関する記述の概要	その他
実教	303	高校政治・経済	<p>(P. 87 注記『日本の領土問題』)</p> <p>・日本にも未解決の領土問題がある。その一つは、ソ連の地位を継承したロシアとの間にあり、わが国固有の領土である北方領土(歯舞・色丹・国後・択捉)問題である。このことが、日ロ間の平和条約未締結の最大の原因となっている。</p>		
第一	309	高等学校 改訂版 政治・経済	<p>(P. 110地図『日本の位置と領土』)</p> <p>(P. 110本文)</p> <p>第二次世界大戦終結直後からソ連(ロシア)が占拠している北方領土(択捉島・国後島・色丹島・歯舞群島)については、日ソ共同宣言で平和条約締結後に色丹島・歯舞群島の返還が約束された。日本政府は、北方領土の帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結するという基本方針に基づき、ロシアとの間で交渉をおこなっている。</p>	<p>(P. 110地図『日本の位置と領土』)</p> <p>(P. 110~111本文)</p> <p>また、韓国との間には竹島の領有権をめぐる問題がある。近代以前から日本人が漁労目的で渡航してきた竹島は、日本政府が1905年に領有権を再確認し、国際法上も日本領であることが認められてきた。しかし、1950年代から韓国が竹島に一方的に駐留し、占拠している。竹島の領有権の解決に向けて、日本は国際司法裁判所に付託することを韓国に数度提案したが、韓国はこれを拒否し続けている。</p>	<p>(P. 110地図『日本の位置と領土』)</p> <p>(P. 111写真・地図『尖閣諸島(沖縄県石垣市)』)</p> <p>(P. 111コラム『尖閣諸島をめぐる日本政府の立場』)</p> <p>尖閣諸島は日本が1895年に領土に編入し、第二次世界大戦後も沖縄の一部として、アメリカの施政下におかれた。中国が尖閣諸島の領有権を主張するようになったのは、近海における石油の埋蔵が指摘されはじめた1970年代からだといわれる。尖閣諸島について、日本政府は、日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も疑いなく、解決すべき領有権の問題は存在しないとの立場をとっている。</p>

発行者	教科書番号	教科書名	北方領土に関する記述の概要	竹島に関する記述の概要	その他
第一	310	高等学校 新政治・経済	<p>(P. 51コラム)                      北方領土問題                      ・日本の主張 日本は1951年のサンフランシスコ平和条約において、千島および南樺太を放棄した。しかし、放棄した千島列島には国後島、択捉島は含まれず、歯舞群島、色丹島も北海道の一部であり、ロシアによる占領は違法というのが、一貫した主張である。                      ・ロシアの主張 千島列島および南樺太に関する領土問題は解決済みであり、歯舞群島、色丹島については、1956年の日ソ共同宣言で、平和条約締結後に引き渡されるという態度をとり続けている。                      ・現状 日本とロシア両国の主張は、長い間平行線をたどっており、平和条約はまだ結ばれていない。返還をめぐるっては、両国間で意見が分かれている。</p> <p>(P. 50, 51地図)</p>	<p>(P. 50コラム、地図)                      竹島問題                      ・島根県隠岐諸島の北西に位置し、二つの島と多数の岩礁からなる。日本の領土である竹島には、韓国が警備隊を常駐し、実効支配を続けている。日本は、竹島問題を国際司法裁判所に提訴することを韓国に数度提案したが、いずれも韓国は拒否した。</p>	<p>(P. 50コラム、地図)                      ・尖閣諸島をめぐる対立                      尖閣諸島は、八重山諸島西表島の北160kmの小島群である。無人島であるが、付近は鯨の好漁場である。1968年の海洋調査の結果、石油埋蔵の可能性が明らかとなり、1970年代に入り、中国や台湾当局が領有権を主張しはじめた。中国による周辺領海への度重なる不法侵入に対し、日本は一貫して「領土問題は存在しない」との立場をとっている。</p>
東書	311	政治・経済	<p>(P108 本文)                      ・日本固有の領土については、ロシアとの北方領土、韓国とは竹島をめぐる問題がある。また、中国は尖閣諸島の領有を主張している。ロシアとの間では領土問題を解決し平和条約を締結するための交渉が断続的に続いている。</p> <p>(P109 地図『日本の領域』)                      ・北方領土 日本の北端 択捉島（散布山）</p> <p>(P109 写真)                      ・日本の北端 択捉島（散布山）</p> <p>(P109 コラム『日本の領域と領土問題』)                      ・日本固有の領土については、1945年にソ連に占領され、ソ連解体後もロシアが占領している北方領土（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の問題があり、解決に向けた交渉がロシアとの間で続けられている。</p>	<p>(P108 本文)                      ・日本固有の領土については、ロシアとの北方領土、韓国とは竹島をめぐる問題がある。</p> <p>(P109 地図『日本の領域』)                      ・竹島</p> <p>(P109 写真)                      ・竹島（東島と西島）</p> <p>(P109 コラム『日本の領域と領土問題』)                      ・1952年から韓国が占拠している竹島の問題については、日本は抗議を続けるとともに、国際司法裁判所に提訴して解決をはかろうとしている。</p>	<p>(P108 本文)                      ・日本固有の領土については、ロシアとの北方領土、韓国とは竹島をめぐる問題がある。また、中国は尖閣諸島の領有を主張している。</p> <p>(P109 地図『日本の領域』)                      ・尖閣諸島</p> <p>(P109 写真)                      ・尖閣諸島（魚釣島と南小島・北小島）</p> <p>(P109 コラム『日本の領域と領土問題』)                      ・また、1971年から中国が領有を主張している尖閣諸島には、解決すべき領有権の問題はないというのが日本政府の見解である。</p>

「別紙2-2」 【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 我が国の領域をめぐる問題の扱い】 (政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	北方領土に関する記述の概要	竹島に関する記述の概要	その他
実教	312	高校政治・経済 新訂版	<p>(P109 コラム『日本の領土問題』)</p> <p>・ポツダム宣言によって、日本の主権のおよぶ範囲は本州、北海道、九州、四国と連合国が決定する諸小島に制限されることになり、それまでに日本が戦争などによって獲得した海外領土と支配地を失うことになった。これらの点は、サンフランシスコ平和条約で具体的に確認され、千島列島および南樺太の放棄も定められた。なお、琉球諸島と小笠原諸島などはアメリカの施政権下におかれることになったが、それぞれ1972年、1968年に日本に返還された。</p> <p>こうした条約の定めにもかかわらず、日本は、ロシアと北方領土、韓国と竹島について領土問題をかかえている。前者は、歯舞・色丹・国後・択捉が日本の放棄した千島列島に帰属するのかが問題である。日本はこれら4島をサンフランシスコ平和条約でも領有を放棄していない「わが国固有の領土」であり、ロシアはこれを認めず不法に占領をつづけているとしている。</p> <p>日本政府は、いずれの問題についても交渉による平和的解決をめざしている。</p> <p>(P109 地図『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <p>・歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島</p> <p>①日露和親条約(1855年)にもとづく国境 ②樺太千島交換条約(1875年)にもとづく国境 ③ポーツマス条約(1905年)にもとづく国境 ④サンフランシスコ平和条約(1951年)にもとづく国境</p>	<p>(P109 コラム『日本の領土問題』)</p> <p>・ポツダム宣言によって、日本の主権のおよぶ範囲は本州、北海道、九州、四国と連合国が決定する諸小島に制限されることになり、それまでに日本が戦争などによって獲得した海外領土と支配地を失うことになった。これらの点は、サンフランシスコ平和条約で具体的に確認され、千島列島および南樺太の放棄も定められた。なお、琉球諸島と小笠原諸島などはアメリカの施政権下におかれることになったが、それぞれ1972年、1968年に日本に返還された。</p> <p>こうした条約の定めにもかかわらず、日本は、ロシアと北方領土、韓国と竹島について領土問題をかかえている。</p> <p>後者も、平和条約において領有を放棄していない「わが国固有の領土である」として、韓国の不法占拠に対してきびしい抗議をおこなっている。政府としてはこの問題を国際司法裁判所に付託することを提案したが、韓国は応じていない。</p> <p>日本政府は、いずれの問題についても交渉による平和的解決をめざしている。</p> <p>(P109 地図『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <p>・日本は竹島が無主地であることを確認したうえで、1905年の閣議決定で島根県に編入した。</p>	<p>(P109 注記『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <p>・なお、中国・台湾当局が領有権を主張する尖閣諸島も、無主地と確認のうえ1895年に沖縄県への編入を閣議決定しており、日本政府は、尖閣諸島はわが国固有の領土であり、領土問題は存在しないとしている。</p> <p>(P109 地図『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <p>・尖閣諸島</p>

発行者	教科書番号	教科書名	北方領土に関する記述の概要	竹島に関する記述の概要	その他
実教	313	最新政治・経済 新訂版	<p>(P70 地図『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島</li> </ul> <p>①日露親条約(1855年)にもとづく国境 ②樺太千島交換条約(1875年)にもとづく国境 ③ポーツマス条約(1905年)にもとづく国境 ④サンフランシスコ平和条約(1951年)にもとづく国境</p> <p>(P71 コラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、ロシアとの間で北方領土(国後島、択捉島、歯舞群島、色丹島)、韓国との間で竹島の問題をかかえている。日本政府は、いずれも日本「固有の領土」であるとする立場をとっている。北方領土問題については、第二次世界大戦末期以来、ソ連(ロシア)が不法に占拠しているとして、日本としてはこの問題を交渉により解決して、ロシアとの間で日ロ平和条約を締結することを望んでいる。</li> </ul> <p>(P71 側注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日ソ共同宣言では、両国間で平和条約の締結に関する交渉を継続し、条約が締結されたのちには、歯舞諸島と色丹島を日本に引き渡すことが合意された。日本政府の立場は、四島すべての返還を前提として平和条約を締結することである。これに対してロシア(ソ連)側は「領土問題は解決済み」としてきた態度をかえ、1991年に日ソ間に領土問題があることを認めた。そしてソ連崩壊後の1993年には、日ロ間で北方四島の帰属問題を解決した上で、平和条約を締結すべきであるとの東京宣言が合意された。2013年の日ロ共同声明でも、早期に解決に向けて努力することが合意された。</li> </ul>	<p>(P70 地図『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島</li> </ul> <p>(P71 コラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島については、韓国が不法に占拠しているとして、日本はこの問題を国際司法裁判所に付託するように提案するなど、問題の平和的な解決を模索している。</li> </ul> <p>(P71 側注)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、竹島に対して、17世紀なかばには領有権を確立して、周辺地域を漁業地として利用していたが、1905年の閣議決定で竹島を島根県の所管に入れることを決定し、告示を出した。</li> </ul>	<p>(見返し 年表)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2012 日本政府、尖閣諸島を国有化</li> </ul> <p>(P70 注記『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・なお、尖閣諸島について、日本は、尖閣諸島が無人であり、清国の支配及んでいないことを確認したうえで、1895年の閣議で、沖縄県の所管に入れることを決定した。このため、中国が領有権を主張している尖閣諸島は日本「固有の領土」であり、政府は、領土問題は存在しないとしている。</li> </ul> <p>(P70 地図『日本の領域と排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島</li> </ul>

「別紙2-2」 【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 我が国の領域をめぐる問題の扱い】 (政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	北方領土に関する記述の概要	竹島に関する記述の概要	その他
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	<p>(P113 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一は、日本固有の領土である北方領土、竹島、尖閣諸島についての対外関係である。日本とロシア（ソ連の解体後、その国際法上の地位を継承）には、日ソ共同宣言以来の懸案である北方領土問題（国後、択捉、色丹島と歯舞群島の帰属問題）がある。双方の主張の隔たりが大きく、平和条約締結に向けた外交交渉はすすめられているが難航している。</li> </ul> <p>(P113 地図『北方領土問題』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土</li> </ul> <p>(P113 地図『日本の排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・択捉島</li> </ul>	<p>(P113 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一は、日本固有の領土である北方領土、竹島、尖閣諸島についての対外関係である。</li> <li>・また、日本と韓国との間には、島根県に属する竹島の領有権の問題がある。現在韓国は竹島の実効支配をつづけており、日本は国際機関を通すなどの平和的解決を求めている。</li> </ul> <p>(P113 地図『日本の排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島</li> </ul>	<p>(P113 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第一は、日本固有の領土である北方領土、竹島、尖閣諸島についての対外関係である。</li> <li>・さらに沖縄県に属する尖閣諸島は、中国や台湾当局が領有権を主張し、中国漁船の国境侵犯事件などがおこっている。日本政府は領土問題はないとしており、また、2012年、尖閣諸島の一部を国有化した。</li> </ul> <p>(P113 地図『日本の排他的経済水域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島</li> </ul>
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	<p>(P76 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1955年には日ソ交渉がはじまり、北方領土問題（歯舞群島、色丹・国後・択捉島の帰属問題）を棚上げにして、1956年に日ソ共同宣言が出され、両国は国交を回復した。</li> </ul> <p>(P76 地図『北方領土』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土</li> </ul> <p>(P77 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、日本外交をとりまく環境をみると、日本固有の領土である、北方領土、竹島、尖閣諸島については多様な関係がみられる。北方領土問題ではロシアとの間で未解決のままであり、平和条約締結に向けた信頼構築をすすめているが、進展はみられない。</li> </ul> <p>(P77 地図『日本の200海里線』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土、択捉島</li> </ul>	<p>(P77 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、日本外交をとりまく環境をみると、日本固有の領土である、北方領土、竹島、尖閣諸島については多様な関係がみられる。</li> <li>・また、島根県に属する竹島（韓国名で独島）は、韓国が自国の領土であると主張して占拠しており、日本政府は領有権に関する紛争を国際司法裁判所に付託することで、解決をはかるうとしている。</li> </ul> <p>(P77 地図『日本の200海里線』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島</li> </ul> <p>(P77 写真『竹島の東島・西島』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島</li> </ul>	<p>(P77 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現在、日本外交をとりまく環境をみると、日本固有の領土である、北方領土、竹島、尖閣諸島については多様な関係がみられる。</li> <li>・沖縄県に属する尖閣諸島については、その領有権を中国や台湾当局は主張しているが、日本政府は領有権問題はないとしている。</li> </ul> <p>(P77 地図『日本の200海里線』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島</li> </ul> <p>(P77 写真『尖閣諸島の魚釣島』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島</li> </ul>

「別紙2-2」 【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 我が国の領域をめぐる問題の扱い】 (政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	北方領土に関する記述の概要	竹島に関する記述の概要	その他
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	<p>(P88 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他方、国家間で国境の画定や領有関係をめぐる紛争が各地でおこっている。日本もロシアと韓国がそれぞれ国際法上の根拠なく占拠する、日本固有の領土の北方領土や竹島について平和的な解決をめざしている。</li> </ul> <p>(P105 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・しかし、日本のかかえる外交課題も多く、ロシアとの間では、いまだ平和条約の締結に至っていない。それは、日本固有の領土である国後島・択捉島・歯舞群島・色丹島の4島からなる北方領土をめぐる問題が未解決であるためである。近年のロシアとの首脳会談では、平和条約の締結を約束してはいるものの、4島の返還については具体的にふれていない。</li> </ul> <p>(P105 地図『日本の領域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北方領土</li> </ul>	<p>(P88 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他方、国家間で国境の画定や領有関係をめぐる紛争が各地でおこっている。日本もロシアと韓国がそれぞれ国際法上の根拠なく占拠する、日本固有の領土の北方領土や竹島について平和的な解決をめざしている。</li> </ul> <p>(P105 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、日本固有の領土である竹島をめぐる韓国との間の問題についても、さらにその周辺の漁業資源の開発も含めて外交交渉による解決が求められている。</li> </ul> <p>(P105 地図『日本の領域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島</li> </ul>	<p>(P88 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、同様に日本固有の領土である尖閣諸島については、中国や台湾当局が主張するような領有権問題は存在しない。</li> </ul> <p>(P105 地図『日本の領域』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島</li> </ul>
数研	317	改訂版 政治・経済	<p>(P101 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・とくにソ連／ロシアと交渉を続けてきた北方領土問題が未解決であり、現在は交渉が進んでいない。日本によるポツダム宣言受諾後にソ連の占領下に置かれた国後島・択捉島・色丹島・歯舞群島(北海道)は日本固有の領土であり、ソ連の解体後も、日本政府は、ロシアに対してその返還を強く求めている。</li> </ul> <p>(P102 コラム『日本固有の領土をめぐる問題』)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本は、1951年のサンフランシスコ平和条約で「千島列島」に関する領有権を放棄したが、そこでの「千島列島」とはウルップ島以北の千島列島をさすものであり、北方領土の4島はこれに含まれない。</li> </ul>	<p>(P101 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ほかにも、韓国が竹島(島根県)の領有を主張する問題がある。領土をめぐる問題について、日本は平和的な解決に向けた努力を続けている。</li> </ul> <p>(P102 コラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・竹島は、1905年に日本が島根県に編入する告示を行ったが、韓国は1952年に竹島を含む海域に漁業水域を一方的に設定し、今日まで竹島の占拠を続けており、国際司法裁判所への問題の付託も拒否している。</li> </ul>	<p>(P101 本文)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・また、中国政府・台湾当局が尖閣諸島(沖縄県)の領有を主張するという問題も起きている。</li> </ul> <p>(P102 コラム)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・尖閣諸島は、1895年に日本が沖縄県に編入し、今日まで日本が実効的に領有しているが、1970年以降中国や台湾当局が領有権を主張するようになった。</li> </ul>

※ 我が国の領域をめぐる問題として、ここでは「北方領土」及び「竹島」にかかわる記述の概要について調査した。

「その他」については、「北方領土」及び「竹島」以外で、我が国の領域をめぐる問題の扱いについて、特記すべき事項があれば記載している。

「別紙2-3」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 北朝鮮による拉致問題の扱い】 (政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	303	高校政治・経済	有 無	P.104 本文	第1編 現代の政治 第5章 現代の国際政治 6 国際政治と日本	・朝鮮との国交正常化は、1965年に締結した日韓基本条約によって大韓民国とのあいだで実現した。しかし、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とは、1991年に国交正常化交渉がはじまったが、核問題や北朝鮮による日本人拉致事件などがあってあまり進展していない。
第一	309	高等学校改訂版 政治・経済	有 無	P.109戦後日本の外交年表  P.109本文  P.109脚注	第2章 現代の国際政治と日本 6 日本の外交と国際平和への役割  第2章 現代の国際政治と日本 6 日本の外交と国際平和への役割  第2章 現代の国際政治と日本 6 日本の外交と国際平和への役割	・2002 初の日朝首脳会談で、北朝鮮が日本人拉致を認める。  ・しかし、周辺諸国との間には、歴史認識や領土などをめぐって、たびたび摩擦が生じている。特に、日本と国交のない北朝鮮との間には、北朝鮮の核開発やミサイル発射によって緊張が高まった。この解決を図るために関係各国との間で6か国協議が開催されてきたが、進展はみられない。また、北朝鮮による日本人拉致問題も未解決の課題として残されている。  ・日本人拉致問題 1970年代から80年代にかけて、北朝鮮による日本人拉致事件が多発した。当初、北朝鮮は事件への関与を否定したが、2002年の日朝首脳会談で認めるに至った。被害者のうち日本に帰国したのは5名であり、すべての被害者の早期帰国が求められている。
第一	310	高等学校 新政治・経済	有 無			
東書	311	政治・経済	有 無	P108 本文	第1章 現代の政治 5節 現代の国際政治 7 国際社会における日本の役割	・また、1991年から始まった朝鮮民主主義人民共和国との国交正常化交渉は進展がみられず、拉致問題の解決も進んでいない。

「別紙2-3」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 北朝鮮による拉致問題の扱い】 (政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	312	高校政治・経済 新訂版	有 無	P108 本文	第1編 現代の政治 第5章 現代の国際政治 6 国際政治と日本	・しかし、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とは、1991年に国交正常化交渉がはじまったが、核問題や北朝鮮による日本人拉致事件などがあってあまり進展していない。
実教	313	最新政治・経済 新訂版	有 無	P70 本文	第1編 現代の政治 第5章 日本の平和主義と国際平和 4 日本の外交と国際社会での役割	・他方、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)とは、ようやく1991年に国交正常化交渉がはじまったが、核開発問題や拉致問題などがあって進展していない。
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	有 無	P106 本文	第1編 現代の政治 第7章 国際政治と日本 3 国際政治の動向	・ただし、北朝鮮については、2003年から核問題などをめぐり、米・中・露・日と南北朝鮮の6か国協議がおこなわれているが、核保有や拉致問題などから、進展を見ていない。
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	有 無	P77 本文	第1編 現代の政治 第6章 国際政治と日本 35 国際社会における日本の役割	・朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)との関係も重要な問題である。日本は北朝鮮とはいまだに国交はなく、国境正常化交渉も進んでいない。北朝鮮による日本人拉致問題は未解決なままである。
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	有 無	P103 注記	第1部 現代の政治 第5章 現代の国際社会 4 国際平和と日本の役割	・2002年に小泉純一郎首相と金正日総書記との間で日朝国交正常化交渉がおこなわれ、日朝ピョンヤン宣言に署名したが、その後の進展はなく、日本人拉致問題の解決も急がれている。
数研	317	改訂版 政治・経済	有 無	P42 コラム P42 脚注 P101 脚注	第1編 現代の政治 第1章 民主政治の基本原則と日本国憲法 第2節 日本国憲法と基本的人権 第2章 現代の国際政治 第2節 国際社会の課題と日本の役割	・同国による日本人拉致問題などに対する国民的関心が高まり ・拉致問題 2002年の日朝首脳会談で、北朝鮮側は同国工作員が日本人を拉致した事実を認めて謝罪し、のちに3家族が帰国したが、いぜんとして全容解明にはいたっていない。 ・北朝鮮による日本人拉致問題

「別紙2-4」 【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 防災や、自然災害時における関係機関の役割等の扱い】 (政治経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	303	高校政治・経済	有 無	コラム 本文	震災からの復旧・復興	・2011年東日本大震災による地震と津波は、被災地域の経済、産業、社会、自然環境などあらゆる面に未曾有の被害をもたらした。復旧・復興にむけて、自治体の果たす役割は大きい。
第一	309	高等学校 改訂版 政治・経済	有 無			
第一	310	高等学校 新政治・経済	有 無			
東書	311	政治・経済	有 無			
実教	312	高校政治・経済 新訂版	有 無			
実教	313	最新政治・経済 新訂版	有 無	P141 本文	第3編 現代社会の諸課題 1 地域社会の変貌と住民生活	・東日本大震災は同時に、「想定外」の事態にそなえて、地域での住民の協力関係、自治体と住民との共同システムを育てておくことの重要性を再認識させた。
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	有 無	P40 写真  P67 図「日本の行政機構」	第1編 現代の政治 第3章 日本国憲法と平和主義 3 日本の安全保障政策と国際協力  第5章 日本の政治機構 2 内閣のしくみと機構	・自衛隊の活動(東日本大震災での捜索活動、2011年)  ・復興庁 ・中央防災会議
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	有 無	P38 写真  P42 図「日本の行政機関」	第1編 現代の政治 第3章 日本の平和主義と安全保障 17 現代日本の安全保障 第4章 日本の政治機構 19 内閣	・自衛隊の災害救助活動(2011年) 1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災では、自衛隊は災害救助のために重要な役割を果たした。  ・復興庁 ・中央防災会議
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	有 無	P58 図 日本の行政機関	第1部 現代の政治 第3章 日本の政治制度 2内閣の仕組みと行政権の拡大	・復興庁 ・中央防災会議
数研	317	改訂版 政治・経済	有 無	P49 図 P49 脚注	第1編 現代の政治 第1章民主政治の基本原則と日本国憲法 第3節 日本の政治機構	・復興庁 ・復興庁が廃止されるまでの間は16人(最大19人)以内となっている。

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	303	高校政治・経済	有 無	見返し 文章, 写真  P.164 図表 P.164 コラム  P.165 注記  P.218 本文  P.220 コラム  P.220 本文  P.221 本文  P.221 図表	導入が進む再生可能エネルギー  第2編 現代の経済 第3章現代経済と福祉の向上 4 環境保全と公害防止  第3編 現代社会の諸課題 6 地球環境の保全と経済成長  第3編 現代社会の諸課題 7 原子力と再生可能エネルギー	<p>・2011年の福島第一原子力発電所の事故以来、化石燃料に依存せず、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーがあらためて注目されている。これらの多くは、発電所と電力消費地を結ぶ長い送電線を必要としない小規模分散型事業なので、地域づくりの核としても期待が集まっている。(日本各地の再生可能エネルギー発電所の写真を掲載)</p> <p>・『日本の原子力発電所』</p> <p>・『エネルギー問題(原子力から再生可能エネルギーへ)』 今回の原発災害によって、新規の立地をとめ、災害危険地域と老朽化した設備の運転は中止し、脱原発をすべきだとする国民の声がひろく聞かれるようになった。温暖化対策を考え、太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーへの転換をすすめ、省電力経済をつくるべきであろう。</p> <p>・日本では2011年8月に再生可能エネルギー特別措置法が成立し、ようやく議論が進み始めた。『スマートグリッド』 発電設備から末端の電気器具まで、ICTを駆使して電力需給を自動的に調整する機能を持ち、省エネとコスト削減の向上をめざした新電力網。とくに再生可能エネルギーの中には地理的に分散し、太陽光や風力発電のように気象によって発電量が変化するものもあるので、それを問題なく扱えるようにするための方法である。</p> <p>・2010年10月には地球温暖化対策基本法案が閣議決定され、排出量取引制度、環境税、再生可能エネルギーの全量買取制度という3つの政策手段を導入することが法案にもり込まれた。そして、再生可能エネルギー全量買取制度については、2011年に発生した福島第一原子力発電所の事故の結果、原発依存からの脱却と再生可能エネルギーの普及拡大が最優先の政策課題となり、2012年7月からの導入法案が可決された。</p> <p>・福島第一原子力発電所の事故から、原発依存の低減がめざされるようになり、他方で再生可能エネルギーの拡大、省エネ・節電、分散型電力供給システムの開発などが課題となっている。</p> <p>・現代日本のエネルギー政策の起源は、1970年代の石油危機に求めることができる。これをきっかけに政府は、①石油依存の低減とエネルギー源の多様化、②省エネルギーの推進、そして、③再生可能エネルギー(再エネ)の開発、の3方策を推進した。</p> <p>・この事故をきっかけに省エネ、蓄電池、再エネ発電などへの関心が大いに高まり、政府は原発依存の低減をめざすようになった。これは、日本のエネルギー政策の大きな転換点となることはまちがいない。</p> <p>・世界では1990年代以降、ドイツをはじめとして再エネ発電が急伸したにもかかわらず、日本では過去20年のあいだ微増にとどまっていた。</p> <p>・日本では福島第一原発事故を受け、ようやく2011年8月に再生可能エネルギー特別措置法が成立した。今後、再エネ発電が増加すると、地域的に偏在する再エネ発電を、連系線を用いて全国融通するなど、送電網を既存の電力会社をこえて全国的観点から強化・運用していかねばならない。</p> <p>・『エネルギー源別発電電力量の構成』 ・『世界の一次エネルギー供給の推移』</p>

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
第一	309	高等学校 改訂版 政治・経済	有 無	(P.192コラム『おもな国の1次エネルギー消費量(BP統計)』)  (P.192脚注)  (P.192～193本文)  (P.193コラム『日本のエネルギー政策の現状』)  (P.193脚注)  (P.231本文)	第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質 15・環境保全と資源・エネルギー問題  第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質 15・環境保全と資源・エネルギー問題  第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質 15・環境保全と資源・エネルギー問題  第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質 15・環境保全と資源・エネルギー問題  第3編現代社会の諸課題 第2章国際社会の政治や経済の諸課題 1・地球環境と資源・エネルギー問題	・自然に存在する1次エネルギーは、加工されて電気や都市ガスなどの2次エネルギーに転換される。  ・『核燃料サイクル』原子力発電所から排出された使用済み燃料を再処理して、ウランやプルトニウムを取り出し、再び核燃料として使用する一連の流れのこと。通常の原子力発電所(軽水炉)を利用するプルサーマルと、高速増殖炉を利用する方法があり、日本でのプルサーマルは2009年に本格的に開始された。しかし、高速増殖炉は実用化のめどが立っていない。  ・日本は資源の多くを外国に依存している。したがって、エネルギー安全保障の観点からも、クリーンエネルギーの開発や省エネルギーについて、一層努力する必要がある。 現在、太陽光・太陽熱・風力・地熱・バイオマスなどの新エネルギー(再生可能エネルギー)や、水素を活用した燃料電池の研究などが進められている。これらの開発には、発電効率やコストなどの課題を克服していく必要がある。このほか、発電時の排熱を冷暖房や給湯に利用するコージェネレーション(熱電併給)システムの導入も進められている。  ・日本では、福島第一原発の事故を受けて、すべての原子力発電所が稼働を停止した。事故後、政府は原発ゼロをめざしたが、2014年に策定されたエネルギー基本計画では、原子力発電は重要な「ベースロード電源」と位置づけられ、安全性を確認した上で再稼働させるとした。今後の原発政策については、国民の世論や地元住民の意見がどのように反映されるのか注目される。 一方、従来の電力事業のあり方も見直されている。再生可能エネルギーの普及を進めるため、固定価格買取制度が2012年に導入され、企業や家庭などで再生可能エネルギーによって発電された電力は、電力会社が一定価格で買い取るようになった。また、地域ごとに独占していた電力会社から送配電事業を分離(発電分離)することで、電力自由化が進むことも期待されている。近年では、コンピュータで電力需要を瞬時に把握して、家庭や企業に効率よく電気を送れるようにするスマートグリッド(次世代送電網)も開発され、エネルギー利用の効率化に役立っている。  ・『バイオマス』木くずや生ごみ、動物の排せつ物などの動植物に由来するエネルギー。このうち、バイオエタノールはサトウキビやトウモロコシなどの植物からつくられ、自動車の燃料などに用いられている。バイオマスは燃焼しても大気中の二酸化炭素が増加しないという利点がある。なお、再生可能エネルギーは、新エネルギーに加えて水力や波力などを含む。  ・『地球環境問題の解決に向けて』地球環境問題を解決し、持続可能な社会を構築するには、家庭や企業が環境への負荷を最小限にとどめ、省資源・章エネルギーの推進に取り組む必要がある。 地球環境に対する国際的な取り組みに、先進国と発展途上国がともに参加するには、経済発展を重視する発展途上国の立場を先進国が理解する必要がある。そして、先進国が発展途上国に省エネ技術を供与したり、新エネルギーによる発電所を建設したりするなど、経済発展と環境保全を両立させるための支援をする必要がある。一方、発展途上国も、環境保全を無視した開発は、いずれは経済発展を持続させることができなくなることを自覚し、地球環境問題に対して積極的に解決していく姿勢を示さなければならない。
第一	310	高等学校 新政治・経済	有 無	(P.108本文)  (P.138本文)  (P.139本文)	第2編 現代の経済 第1章 現代経済のしくみと特質 19・地球環境問題  第3編 現代社会の諸課題 第2章 地球環境と資源・エネルギー問題  第3編 現代社会の諸課題 第2章 地球環境と資源・エネルギー問題	現在、太陽光・太陽熱・風力・地熱・バイオマスなどの新エネルギーや水素を活用した燃料電池の研究が進められている。また、石油に代わるエネルギーとして、シェールオイルやシェールガスが注目されている。日本は資源の多くを外国に依存している。したがって、エネルギー安全保障の観点からも、クリーンエネルギーの開発や省エネルギーについて、一層の取り組みが必要である。  ・地球環境問題と資源・エネルギー問題は、密接に関連している。先進国は、これまで大量の資源・エネルギーを消費し、発展してきた。しかし、石油、天然ガス、石炭などの化石燃料は、枯渇の恐れがあり、これらの資源に永遠に依存することはできない。 これらの資源・エネルギーの大量使用は、地球の温暖化や気候変動をもたらし、地球環境問題を悪化させているのが現状である。発展途上国では、開発による森林減少が進んでいるところもある。 先進国では、石油に代わるエネルギーの開発を進めているが、原子力エネルギーの開発については、各国の対応に違いがみられる。  ・新たな技術開発 地球環境問題が深刻化するなかで、新たな技術開発による環境ビジネスを展開する企業が増加している。ガソリンエンジンと電気モーターの両機能を搭載したハイブリッド自動車、ソーラーシステムを取り入れた環境共生住宅など、省エネルギー・新エネルギーのための技術開発は、地球環境問題の解決に寄与すると期待されている。

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
東書	311	政治・経済	有 無	見返し 本文 見返し 写真 P105 図表 P105-106 本文  P106 コラム  P106 図表 P107 図表 P161 本文  P214-215 本文  P214 コラム  P214 写真 P214 写真 P215 図表 P215 写真	日本は今  日本は今  第1章 現代の政治 5節 現代の国際政治 6 地球環境と資源・エネルギー問題          第2章 現代の経済 4節 福祉社会と日本経済の課題 1 公害と環境保全  第3章 現代社会の諸課題 2節 国際社会の諸課題 1 地球環境にやさしいエネルギーをどう確保するか?    第3章 現代社会の諸課題 2節 国際社会の諸課題 1 地球環境にやさしいエネルギーをどう確保するか?	・再生可能エネルギーの普及 世界的に再生可能エネルギーの普及が加速している。日本でも固定価格買取制度が導入され、太陽光や風力などの利用が進められている。 ・『福島県にある世界初の浮体式洋上発電設備(福島県楢葉町)』 ・『日本最大級のメガソーラー(大分県大分市)』 ・『世界の一次エネルギー消費量の推移』 ・資源には、石炭や石油などの化石燃料や、鉄鉱石などの鉱物資源、森林などの生物資源などがある。化石燃料や鉱物資源は有限なものであり、いずれ枯渇してしまうといわれている(枯渇性資源)。また、天然に存在する地域に偏りがある(資源の偏在性)ために、化石燃料や鉱物資源、水資源などをめぐって多くの問題が表面化し、それをめぐる紛争も各地で頻発している。近年、レアメタルやレアアースなどの希少金属が注目されており、資源の輸出国のなかには、それらを外交の手段としている国もある。 熱源や動力になる石油や太陽光などをエネルギー資源という。産業革命後のエネルギー資源は石炭が担っていたが、1960年代には石油に取ってかわられた(エネルギー革命)。しかし、二度の石油危機をきっかけに1980年代以降、天然ガスや原子力などの石油代替エネルギーの割合が増えてきた。また、資源確保に問題がなく、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない太陽光、風力、波力、地熱、潮力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの実用化も促進されている。 ・『日本の資源・エネルギー問題』日本における一次エネルギーの供給は、現在も依然として化石燃料に大きく依存している。また、エネルギー資源のほとんどを輸入に頼っている。日本は1966年に商業用の原子力発電所が運転を開始し、原子力を石油代替エネルギーの中心に位置づけ、原子力発電を推進してきた。また、原子力発電の結果生み出されるプルトニウムを燃料とする核燃料サイクルの開発を掲げ、高速増殖炉の導入やプルサーマル計画を推進してきた。 ・『エネルギーの種類と位置づけ』 ・『再生可能エネルギー』 ・東日本大震災による原子力発電所の事故は、大量の放射性物質を拡散させ、広い範囲にわたる環境汚染を引き起こし、その対策が急務とされている。また、脱原発の機運が高まり、太陽光、風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの価値が見直されている。 ・世界では一次エネルギーの大半を石油、天然ガス、シェールガス、石炭などの化石燃料に依存しており、その枯渇と地球環境への影響が問題となっている。また、発展途上国のエネルギー消費の急増はエネルギー需給のバランスを変化させ、化石燃料にかわる新たなエネルギーの開発が必要とされている。 ・世界では化石燃料にかわるものとして多くの原子力発電所が運転されており、原子力発電は全世界の発電量の約11%を占めている(2012年)。 ・地球環境に負荷をかけない、太陽光、風力、波力、地熱、潮力、バイオマスなどの再生可能エネルギーの開発が注目を集めている。 ・『再生可能エネルギー』世界的にエネルギーの需要が増大するなか、地球環境に負荷をかけないエネルギーの開発と普及をどう進めるかが課題となっている。 ・『バイオマス発電[ドイツ]』 ・『サハラ砂漠にある世界最大の太陽光発電所[モロッコ]』 ・『スマートグリッドのしくみ』 ・『地熱発電所と温泉施設(アイスランド)』

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	312	高校政治・経済 新訂版	有 無	見返し 文章	導入がすすむ再生可能エネルギー	2011年の福島第一原子力発電所の事故以来、化石燃料に依存せず、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーがあらためて注目されている。これらの多くは、発電所と電力消費地を結ぶ長い送電線を必要としない小規模分散型事業なので、地域づくりの核としても期待が集まっている。
				見返し 写真		<ul style="list-style-type: none"> <li>『洋上風力発電所「かざみどり」(北海道せたな町)』</li> <li>『「菜の花プロジェクト」(滋賀県東近江市)』</li> <li>『八丁原地熱発電所(大分県九重町)』</li> <li>『郡山布引高原風力発電所(福島県郡山市)』</li> <li>『都留市小水力市民発電所(山梨県都留市)』</li> <li>『堺太陽光発電所(大阪府堺市)』</li> <li>『木質バイオマスの活用(高知県梶原町)』</li> </ul>
				P170 コラム	第2編 現代の経済 第3章 現代社会と福祉向上 5環境保全と公害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>『地球環境とエネルギー政策』</li> </ul> <p>これまで日本政府は温暖化防止の主役を原子力発電に求めてきた。2011年3月の東日本大震災による福島第一原子力発電所の災害は世界原発史上最悪の被害を出している。1986年のチェルノブイリ事故を受けて原発政策を見直す国もあったが、日本は開発をつづけた。原発推進の理由は他のエネルギーに比べて発電コストが安いこと、安全・安定で大気汚染物質や温室効果ガスを出さぬことであった。しかしこの「安全神話」は完全にやぶれた。また、原発は大都市以外の僻地に立地交付金などを出して開発をすすめているため国の財政援助が大きく、これらを含めればコストは安くはない。さらに、使用済み核燃料などの放射性廃棄物は超長期にわたり放射能を排出するが、安全な処理やリサイクルの技術は完成していない。福島第一原発の災害によって、新規の立地をとめ、災害危険地域と老朽化した設備の運転は停止し、脱原発をすべきだとする国民の声が大きくなった。政府は原発の依存度をへらす方針をとるが、2014年のエネルギー基本計画では原発を安定供給できる電源と位置づけ、政府からの独立性が高い原子力規制委員会は新たな規制基準に適合した原発から順次、再稼働を認めている。一方で、温暖化対策を考え、太陽光、風力、地熱などの再生可能エネルギーへの転換もすすむ。省電力経済の形成が求められている。</p>
				P171 注記		<ul style="list-style-type: none"> <li>日本では2011年8月に再生可能エネルギー特別措置法が成立し、2012年7月に再生可能エネルギー固定価格買取制度が導入された。</li> </ul>
				P226 コラム	第3編 現代社会の諸課題 7 原子力と再生可能エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災は、日本のエネルギー政策の大きな転換点となった。福島第一原子力発電所の事故から原発依存の低減がめざされるようになり、他方で再生可能エネルギーの拡大、省エネ、節電、分散型電力供給システムの開発などが課題となっている。</li> </ul>
				P226 本文		<ul style="list-style-type: none"> <li>1970年代の石油危機をきっかけに政府は、①石油依存の低減とエネルギー源の多様化、②省エネルギーの推進、③再生可能エネルギー(再エネ)の開発、の3方策を推進した。①については、原子力発電が重要な柱となり、③についてはサンシャイン計画の名のもとに再エネの技術開発・実験がすすめられた。しかし、再エネは低迷し、2010年に総電力供給量のわずか1.2%を占めるにすぎなかった。これに対し原発は、国の強力な支援もあって、2010年に約30%を占める基幹電源となり、温室効果ガス排出削減のために、さらに原発依存を強める方向性が打ち出された。</li> <li>しかし1990年代以降、世界的に再エネへの取り組みが本格化した。IEA(国際エネルギー機関)によれば、2000年代にはいって再エネは急速に伸び、2013年には全世界発電量の22%と、石炭につぐ2位を占めるまでに成長した。背景には、政策的なあとおしのほか、再エネの発電費用が技術進歩や生産コストの減少で、既存電源と競争できるレベルにさがってきたという事情がある。</li> </ul>
				P227 本文	第3編 現代社会の諸課題 7 原子力と再生可能エネルギー	
P227 図表		<ul style="list-style-type: none"> <li>『エネルギー源別発電電力量の構成』</li> </ul>				

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要	
実教	313	最新政治・経済 新訂版	有 無	P154 本文	第3編 現代社会の諸課題 7 地球環境と資源・エネルギー 問題	・二酸化炭素の排出量を低くおさえた低炭素社会を実現するためには、石油などの化石燃料の使用を減らす必要がある。そのためには、省エネルギー政策の強化をはじめ、太陽光や風力などの再生可能エネルギーによる発電技術のさらなる発展が求められる。	
				P154 コラム		・石油の代替エネルギーとして、最も活用されてきた原子力発電の動向と課題は何か。また太陽光や風力といった再生可能エネルギーを普及させるためには、どのような取り組みが必要なのだろうか。	
				P154 本文		・世界では、安全で持続可能なエネルギーとして、再生可能エネルギーの導入が各国で急速に進んでいる。再生可能エネルギーは利用時に二酸化炭素を排出しないため、クリーンエネルギーともいわれる。しかし、自然条件に左右されるため安定した発電量の確保がむずかしく、現状では化石燃料に比べてコストが高いなどの課題もある。	
				P154 図表		・『おもな再生可能エネルギー』太陽光・太陽熱・風力・水力・バイオマス・地熱・雪氷熱・波力・海流・海洋温度差など、自然界にある素材を電源に利用する。	
				P155 本文		・日本でも、2011年に再生可能エネルギー特別措置法(FIT法)が成立し、2012年から固定価格買取制度を開始した。これにより、家庭の自家消費分以外の余剰電力と、発電事業者の全発電量が、固定価格で買いとられることになった。一方、太陽光や風力由来の電力は、ときに電線網へ大量流入して停電を生じさせ、電力の安定供給に支障をもたらすおそれがある。そこでFIT法は、そのような場合にかぎり、電力会社に電力の買取拒否を認めている。このため、原発再稼働を前提にする電力会社が、電力の安定供給の観点から、新規かつ大型の太陽光・風力発電による電力を買取拒否する事態も生じている。今後、再生可能エネルギーをいっそう普及させるためには、電力自由化をはじめ、発送電分離やスマートグリッドなど、電力供給システムの全体的な見直しが必要となろう。	
				P155 注記		・『スマートグリッド』再生可能エネルギーを効率的に利用するには、スマートグリッドが役立つ。天候や時間帯によって大きく変化する供給量と、時間帯や季節・気温によって変化する供給量と、時間帯や季節・気温によって変化する需要量を、ICTを利用して制御し最適化する「賢い送電網」である。蓄電池の普及が課題であるが、電気自動車なども蓄電池として活用できる。	
				P156 コラム		・世界では、再生可能エネルギーへの転換が急速に進むなか、温暖化防止と増え続ける電力需要を背景に原子力発電を推進する動きもあるが、解決すべき課題も多い。	
				P157 コラム 写真		第3編 現代社会の諸課題 7 地球環境と資源・エネルギー 問題	・『再生可能エネルギーの導入』世界では、風力発電や太陽光発電、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入が急速に進み、その発電量の割合は全発電の22.8%を占めている。 ・『ドイツの太陽光発電』
				P157 図表		・『世界の風力発電の導入量の推移』風力発電は再生可能エネルギーのなかで最も急速に普及してきた。現在19位の日本では、立地場所の確保や発電による利益を地域に還元するしくみづくりなどが課題 ・『世界の太陽光発電の導入量の推移』日本は世界1位であったが、現在はドイツに続きスペイン、中国にもめかされている。このため日本でも普及に向け固定価格買取制度の導入が決められた。	
				P157 図表		・『日本の主な再生可能エネルギーの導入事例』 郡山布引高原風力発電所、洋上風力発電所「風海鳥(かざみどり)」、堺太陽光発電所、木質ペレット工場、八丁原地熱発電所、宮古島バイオエタノール-アイ	
P157 写真	・『風力発電(福島県郡山市)』 ・『地熱発電』 地下から出る高温の水蒸気で発電する。大分県九重町						

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	有 無	P214 本文  P217 本文  P217 注記  P217 写真	第2編 現代の経済 第5章 世界経済と日本 5 環境と人口 —地球の持続可能性をめぐる 問題	<p>・石油などの化石燃料の大量使用は、大気中の二酸化炭素排出量(CO2)濃度を上昇させ、地球温暖化の主要な原因になっているといわれている。そもそも人類はさまざまなエネルギーを利用することによって多くの文明をつくりあげてきた。18世紀後半にイギリスで始まった産業革命では、主たるエネルギーが人力や家畜の力から石炭エネルギーにかわったことで、飛躍的に生産高が向上した。第二次世界大戦後には、エネルギー源が石炭から石油・天然ガス・液体ガスにかわり、エネルギー革命とのちによばれるようになった。20世紀後半の先進国を中心とした経済成長と近年の発展途上国の工業化は、資源の大量消費につながり、かぎりある資源が枯渇してしまうのではないかと懸念されている。</p> <p>・石油危機以降の石油に代わるエネルギー源の一つとして、原子力発電がある。原子力発電は、価格が比較的安定している少量のウランからの大量のエネルギーをつくることのできるため、多くの国で開発がすすめられていった。しかし、1979年のスリーマイル島原発事故、1986年のチェルノブイリ原発事故、そして2011年の福島第一原子力発電所などの発生は、放射性物質をまき散らし、人と環境を超長期にわたる放射線被曝にさらすなど、安全面の課題を多くの人々に示し、エネルギー政策を見直すきっかけとなった。</p> <p>・新しいエネルギーとして、太陽光・地熱・風力などの自然エネルギーを利用する技術が実用化されている。自然エネルギーは、再生可能で地球環境を汚染しないという利点があるが、天候など自然条件に大きく左右されたり、コストが高いといった点で課題をかかえている。</p> <p>しかし、かぎりある貴重な鉱物資源を保持しながら、再生可能なエネルギー資源の開発に努めることは、人類共有の資源を次世代に引きつぐという、持続可能な社会形成に向けて急務かつ重要なことである。これにくわえて、省資源や省エネルギーをはかるために、廃棄物の再使用、再資源化をすすめるリサイクルングシステムの確立が必要である。</p> <p>・米国などでは、シェールガスを採掘する技術が実用化されている。</p> <p>・風力による発電(北海道苫前町)</p>
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	有 無	P149 本文  P149 写真  P149 注記	第2編 現代の経済 第3章 国際経済と日本 68 持続可能な開発とエネルギー 問題	<p>・持続可能な開発のためには、私たちの生活や産業に不可欠な資源やエネルギーが、有限であることをふまえて、保全や新たな開発への努力が必要である。鉱物資源・水資源・森林資源・水産資源の利用はもちろんのこと、とりわけエネルギー資源の石油・石炭・天然ガスなどの化石燃料、原子力のもととなるウランですらその有限性を考慮しなくてはならない。そのため、再生可能エネルギーの太陽光・太陽熱・水力・風力・地熱・波力などに期待が寄せられてきた。しかし、安定供給、コスト、効率性などの課題も多く、さらなる技術開発や政策誘導による対策が必要であるとされている。</p> <p>世界に目を向けると、ドイツやスウェーデンなどが脱原発をすすめ、再生可能エネルギーへの転換をはかる一方で、フランスなどは原発を推進している。日本では、石油・石炭・水力・天然ガス・原子力など「ベストミックス」による政策が進められてきたが、2011年の福島第一原子力発電所の過酷事故以降、いっそうの自然エネルギーへの転換が課題となっている。</p> <p>・地熱発電所(大分県玖珠郡) 煙突から地下熱の蒸気をだす八丁原発所。日本では地熱資源を豊富に有しており、その有効利用がすすめられている。</p> <p>・石炭・石油など、主として加工せずに使われるエネルギーを一次エネルギーという。</p>

「別紙2-5」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 一次エネルギー及び再生可能エネルギーの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	有 無	P178 本文	第2部 現代の経済 第3章 日本経済の発展と国民福祉の向上 8 公害防止と環境保全	・環境にやさしい持続的発展が可能な社会をつくるためには、これまでの生活の豊かさや便利さのみを追求した大量消費・大量廃棄型社会から、有限な資源を浪費しない資源循環型社会への転換が必要で、2000(平成12)年には循環型社会形成推進基本法も成立した。この資源の循環には再生可能エネルギーの活用が含まれ、2011(平成23)年の福島第一原子力発電所の事故のあとには、太陽光や風力、地熱などを利用した発電がさかんにおこなわれるようになった。
				P202 本文	第4章 国際経済の変化と日本 4 地球環境と資源・エネルギー問題	・先進国は環境保全のための技術面で、途上国を援助することが求められるようになった。火力発電所や製鉄プラントから排出される二酸化炭素や有害物質を除去する技術、自動車の低燃費技術、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用技術など、発展途上国への移転がその例である。
				P203 本文		・1950年代まで、エネルギー源の中心は石炭で、発電は主として水力に依存していた。1960年代に中東地域でつぎつぎに大油田が開発され、低価格で大量に石油が供給されると、急速に石油へのエネルギー転換が進み、発電も水力中心から火力中心となった(エネルギー革命)。
				P203 図表 P204 本文	5 国際経済における日本の役割	・主要国の一次エネルギー供給構成
				P219 本文	第3部 現代社会の諸課題 第2章 国際社会の諸課題 1 地球環境と資源・エネルギー問題	・石油危機は、資源が有限であることを世界各国に認識させ、省エネルギーや新エネルギーの開発をうながした。とくに代替エネルギー源として原子力の利用が急速に進行し、原子力発電所が各国でつくられた。一時は日本では総発電量の3分の1程度が原子力によってまかなわれるまでになっていた。原子力発電は火力発電にくらべて二酸化炭素を発生させないなどのメリットがある反面、原子炉の安全性、放射能廃棄物処理などのさまざまな問題を持つことも否定できない。1986年のソ連のチェルノブイリ原子力発電所の事故や2011(平成23)年3月11日の東日本大震災によっておこされた東京電力福島第一原子力発電所の事故は、日本や世界に多くの教訓を残した。今後は、資源に限りがあることを考慮し、省エネルギーを進めつつ、太陽光などの再生可能な、より安全性の高いエネルギー源の開発に取り組む必要がある。
数研	317	改訂版 政治・経済	有 無	P194 本文	第2編 現代の経済 第2章 国民経済と国際経済 第2節 国際経済の課題と国際協力	・さらには、太陽光発電などの自然エネルギーを開発することで、循環型社会をつくりあげようとしている。循環型社会が実現したとき、地球が「持続可能」な状態になるに違いない。
				P195 コラム		・もともと実用化が進んだ石油代替エネルギーは原子力エネルギーであるが、その安全性や放射性廃棄物の処理などで深刻な問題も抱えている。
				P218 本文	第3編 現代社会の諸課題 第1節 現代日本の諸課題	・石油代替エネルギーの問題 石油に代わるエネルギー源としては、①現実に入手が可能、②価格が安い、③供給が安定している、④量的に豊富、⑤安全で環境問題の心配がない、などの条件を満たすエネルギー源は現在のところ存在しない。原子力は、供給も安定し、地球温暖化の一因と見られる炭酸ガスの発生もなく、実用化が進んだが、米国のスリーマイル島原発事故や旧ソ連のチェルノブイリ原発事故、日本でも、東海村臨界事故、福島第一原発事故などの重大な事故が起きたために、新たな原発の建設は減少している。そのなかで、太陽光・太陽熱・地熱・風力・波力・バイオエネルギーの開発に関心が集まっているが、技術的な問題もあり供給が少ないなどの課題がある。
						・現代日本の諸課題⑥ 大規模自然災害とエネルギー問題 東日本大震災と福島第一原発事故 意見A 脱原発と自然エネルギーの利用促進を これからの日本では、太陽光や地熱・風力・波力などの自然エネルギーの利用をさらに加速して実用化を進めるための研究開発を飛躍的に充実させ、原子力にも石油や天然ガスなどの限りある天然資源にも過度に依存することなく、持続的な発展が可能となるような、エネルギー効率の良い社会を構築していくことが不可欠である。政府は、原子力に代わる代替エネルギーの開発を強力に支援すると同時に、いっそうの省エネルギー社会を構築するための政策を推進すべきである。 意見B 日本社会の発展のために今後も原子力の利用を 現時点で原子力発電を全廃すれば、日本の電力供給は逼迫し、今後の経済発展が望めないばかりか、現行の国民生活の水準を維持することすら困難な状況に追い込まれる。原子力発電所で万一事故が発生すれば極めて甚大な被害をもたらすことは事実である。しかし、今回の原発事故の教訓と反省を十分に踏まえ、その後の新たな科学的知見や研究などにも最大限活用して安全面に十分な配慮をはらうことによって、今後も原子力発電を維持し続けることが、日本社会のこれからの発展のためには必要である。それに、地球温暖化防止の国際的責任からも、CO2を排出しない原子力発電の役割は大きい。

「別紙2-6」【(1) 内容 イ 調査項目の具体的な内容 オリンピック・パラリンピックの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	303	高校政治・経済	有 無	P.202 本文	第2編 現代の経済 第4章 世界経済と日本 [4] 地域経済統合と新興国の台頭(ブラジルの成長)	・2014年のサッカーワールドカップや2016年のオリンピック開催にむけて、鉄道・道路・港湾などのインフラ整備を積極的にすすめており、高い経済成長率を維持している。
第一	309	高等学校 改訂版 政治・経済	有 無	(見返し裏 年表)  (P.154年表『戦後日本経済の歩み(1)内閣府資料ほか』)  (P.155本文)	第二次世界大戦後の世界と日本のあゆみ  第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質 8・日本経済の歩み  第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質 8・日本経済の歩み	・1964 10 東京オリンピック開催  ・オリンピック景気  ・高度経済成長の出発点となったのは神武景気である。その後、岩戸景気、オリンピック景気、いざなぎ景気と続き、1968年にはGNPがアメリカにつぐ資本主義国第2位となった。
第一	310	高等学校 新政治・経済	有 無	(見返し裏 年表)  (P.86本文)	第二次世界大戦後の世界と日本のあゆみ  第2編現代の経済 第1章現代経済のしくみと特質	・1964 東京オリンピック開催  ・高度経済成長の出発点となったのは神武景気である。その後、好景気は岩戸景気、オリンピック景気、いざなぎ景気と続き、1968年には、日本はGNPが資本主義国でアメリカに次いで第2位になるなど、経済大国の仲間入りをした。
東書	311	政治・経済	有 無	P.148 年表・写真  P.151 本文	第2章 現代の経済 3節 日本経済の発展と産業構造の変化 1 経済再建から高度成長へ	・1964年 東京オリンピック オリンピック景気  ・オリンピック景気
実教	312	高校政治・経済 新訂版	有 無	P.148 年表・写真  P.149 本文	第2編 現代の経済 第3章 現代経済と福祉の向上 1 戦後復興と経済成長	・1964年 東京オリンピック オリンピック景気  ・オリンピック景気

「別紙2-6」【(1)内容 イ 調査項目の具体的な内容 オリンピック・パラリンピックの扱い】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	扱いの有無	扱い方(本文・コラム・写真)	取り上げている項目	記述の概要
実教	313	最新政治・経済 新訂版	有 無	見返し年表	歴代内閣と日本のあゆみ 高度経済成長～経済大国へ	・1964年 東京オリンピック大会開催
				P96 年表・写真	第2編 現代の経済 第2章 現代に日本経済と福祉の 向上	・東京オリンピック オリンピック景気
				P97 本文	1 戦後復興から高度経済成長へ	・オリンピック景気
				P97 写真	第2編 現代の経済 第2章 現代に日本経済と福祉の 向上	・『東海道新幹線スタート』1964年。東京オリンピックに合わせて 開通した。
				P97 写真	1 戦後復興から高度経済成長へ	
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	有 無	P60 写真	第1編 現代の政治 第4章 日本国憲法と人権保障 7 人権をめぐる新たなうごき	・パラリンピックで活躍する障がい者(2012年、ロンドン)
				P209 本文	第2編 現代の経済 第5章 世界経済と日本 4 アジア経済と南北問題	・(中国は)2001年にはWTOに加盟、2008年の北京オリンピック開 催、2010年には上海万博開催と、経済大国としての地位を築きつ つある。
				裏見返し 年表		・オリンピック景気
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	有 無	P111 図表	第2章 現代日本の経済 50 戦後日本経済のあゆみ	・『日本の実質経済成長率の推移』オリンピック景気
				P111 注記		・『高度経済成長』この時期の好況は、神武景気(1954～56年)・ 岩戸景気(1958～61年)オリンピック景気(1962～64年)いざなぎ 景気(1965～70年)などとよばれた。
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	有 無	裏見返し 年表	第二次世界大戦後のあゆみ	・1964 東京オリンピック開催
数研	317	改訂版 政治・経済	有 無	口絵 年表①～③		・1964 10 東京オリンピック開催 ・1972 2 札幌オリンピック開催 ・1998 2 長野オリンピック開催
				P49 脚注	第1編 現代の政治 第1章民主政 治の基本原則と日本国憲法 第3 節 日本の政治機構	・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本 部が置かれている間は15人(最大18人)以内となっており、また、 この規定にかかわらず復興庁が廃止されるまでの間は16人(最 大19人)以内となっている。
				P148 年表	第2編 現代の経済 第1章現代経 済のしくみと特質 第3節 日本経 済と福祉の向上	・1964 10 東京オリンピック ・オリンピック景気(62.10～64.10)

「別紙3」【(2) 構成上の工夫】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	構成上の工夫
実教	303	高校政治・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「Current Topics」で、時事的な問題について取り上げている。</li> <li>・多様な視覚的資料を配置して、学習内容を補足している。</li> <li>・本文中の重要語については、関連ページや注記による補足がなされている。</li> <li>・「Seminar」のコーナーで制度や理論を詳しく説明している。</li> </ul>
第一	309	高等学校 改訂版 政治・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「THEME」や「FILE」といったコラムで補足的な内容を解説している。</li> <li>・各項目ごとに「POINT」において、学習内容を焦点化している。</li> <li>・上段に視覚的資料、中下段に本文というレイアウトを行っている。</li> <li>・ページ最下段の注記部分で用語解説を行っている。</li> </ul>
第一	310	高等学校 新政治・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学習項目が見開き2ページで完結するように構成している。</li> <li>・「ワンポイントゼミ」や「CATCH」といったコラムで、本文の補足説明を行っている。</li> <li>・「FILE」という特集ページにおいて、六つのテーマについて理解が深められるようにしている。</li> <li>・大きな本文フォントとともに、写真や図版を大きく掲載して、視覚的に理解できるようにしている。</li> </ul>
東書	311	政治・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コラム、レクチャーなど本文の理解を深める内容を扱っている。</li> <li>・ページごとに写真や図表が掲載されており、本文の記述の補足や興味・関心を引く内容になっている。</li> <li>・用語を解説する注記が充実している。</li> <li>・学習項目の冒頭に問いの設定があり、思考力・判断力・表現力を養う工夫がされている。</li> </ul>
実教	312	高校政治・経済 新訂版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Seminarでは制度や理論を解説しており、本文を補足する内容になっている。</li> <li>・Current Topicsでは、時事的な問題について取り上げている。</li> <li>・本文中の重要語句に対し、注記や関連ページなどを示しており、学習内容につながりがある構成になっている。</li> <li>・図表やグラフ、判例などの資料を多く載せており、本文の理解を深めること、社会的事象について考察できる工夫がされている。</li> </ul>

「別紙3」【(2) 構成上の工夫】(政治・経済)

発行者	教科書番号	教科書名	構成上の工夫
実教	313	最新政治・経済 新訂版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時事コラム、NAVIで最新の動向や実生活や社会問題について取り上げている。</li> <li>・ビジュアル資料が充実しており、本文の内容を補足している。</li> <li>・学習項目が概ね見開き2ページで構成されており、全体的に見やすいレイアウトに工夫されている。</li> <li>・注記やコラム等だけでなく、「KEY WORD」というコーナーで重要語句について解説をしている。</li> </ul>
清水	314	高等学校 現代政治・経済 新訂版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学習を深める事例を紹介したコラムと図やグラフを用いて解説したコラムなどで生徒の興味を高める工夫がされている。</li> <li>・判例を多く扱っており、本文を補う資料として効果的である。</li> <li>・注記に頼らず、本文に即して用語を理解させる記述になっている。</li> <li>・下段に注記を配置し、主に知識を深めさせている。</li> </ul>
清水	315	高等学校 新政治・経済 新訂版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文を補足説明するコラムの他、「深める視点」で時事的な問題等についても解説を加えている。</li> <li>・ほぼ全てのページに図表や写真等の視覚的資料が掲載されている。</li> <li>・本文を囲むように、ページの左右に設けられた注記等で重要語句を説明している。</li> <li>・「クローズアップ」で討論や思考をさせる機会を設けている。</li> </ul>
山川	316	詳説 政治・経済 改訂版	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コラムは、数を限定し、一つの用語を丁寧に説明あるいは解説した内容となっている。</li> <li>・図やグラフが必要に合わせて掲載されている。また、表や年表を多用し、複雑な内容が整理されている。</li> <li>・注記は用語解説および本文の補足的役割を果たしている。</li> <li>・本文の記述を中心にしたシンプルな編集となっている。</li> </ul>
数研	317	改訂版 政治・経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文に、「補足」や「比較」、「参考」など、情報が加えられることで、知識に深みを持たせる工夫がなされている。</li> <li>・時事的な問題について、コラムで紹介することにより、扱っている知識と現実の社会とのつながりを意識させる作りとなっている。</li> <li>・現代社会の諸課題が異なる意見AとBに基づき考察する構成になっており、生徒の興味・関心を高める工夫がなされている。</li> <li>・図や表を用いて、情報の整理、視覚的な理解がしやすいよう工夫されている。</li> </ul>